

山口県みほり学園の指定管理者の選定に係る報告書

山口県みほり学園指定管理者選定委員会

令和7年10月

令和7年10月17日

山口県健康福祉部こども・子育て応援局
局長 伊藤 香緒利 様

山口県みほり学園指定管理者選定委員会
委員長 藤田 久美

山口県みほり学園指定管理者の選定に係る報告書

山口県みほり学園の指定管理者について、厳正な審査の結果、次のとおり選定したので、山口県みほり学園指定管理者選定委員会設置要綱第2条第1項第4号の規定に基づき報告します。

記

1 審査方法(概要)

- (1) 指定予定団体である社会福祉法人山口県社会福祉事業団に対し、事業計画書の提出を依頼した。

【単独指定の理由】

- 山口県みほり学園は、県内唯一の児童心理治療施設として、社会生活への適応が困難となった児童に対し、心理的ケア等の専門的治療を行うなど、専門的・広域的な役割を果たしている施設である。
- このため、児童心理治療に関する高い専門性を有し、多様な社会福祉施設の管理運営に係るノウハウや人材を蓄積するなど、本県の児童心理治療の拠点となるみほり学園の管理運営ができる事業者であることが求められる。
- また、施設は老朽化等のため、現在、建替えに向けた設計作業を進めており、現施設での運営は令和8年度の1年間のみとなるとともに、建替えに向けた課題の把握や円滑な新施設へのスムーズな移行に対応するためには、現指定管理者に施設管理を延長させる必要がある。
- よって、昭和47年7月の開設以来、管理委託により運営を行い（平成18年度以降は指定管理を受託）、入所児童に対する処遇の充実を図りながら適切に運営を行っている「山口県社会福祉事業団」以外に管理・運営を委託することは困難である。

《社会福祉法人山口県社会福祉事業団の概要》

代 表 者 の 氏 名	理事長 内 畠 義 裕
主たる事務所の所在地	山口県山口市大手町 9 番 6 号
法人設立登記年月日	昭和 4 7 年 5 月 1 5 日
法人の行う主な事業	特別養護老人ホーム灘海園(昭和 4 7 年～) 特別養護老人ホーム伊保庄園(昭和 5 1 年～) 特別養護老人ホームオアシスはぎ園(昭和 5 4 年～) 障害者支援施設たちばな園(昭和 5 2 年～) 障害者支援施設華南園(昭和 4 8 年～) 福祉型障害児入所施設はなのうら(昭和 4 7 年～) 児童心理治療施設山口県みほり学園(昭和 4 7 年～)

(2) 選定委員会による審査

- ・ 資格要件の審査(こども家庭課で事前審査)
 - ・ 事業計画書への意見照会・確認
 - ・ 審査基準による審査
- ※「資格要件」及び「審査基準」は、参考資料のとおり

(3) 指定管理者の選定

[山口県みほり学園指定管理者選定委員会]

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
学識経験者	藤 田 久 美	山口県立大学社会福祉学部教授	委員長
	木 下 幸 徳	中央児童相談所長	
財務専門家	溝 田 修 司	中小企業診断士	
利用者関係	平 尾 要	山口県自閉症協会理事長	
市 町 代 表	藤 本 緑	山口市子育て保健課長	

※各委員は、申請者と利害関係はない。

2 選定委員会の開催

(1) 第 1 回会議(令和 7 年 9 月 書面開催)

- ・ 指定方法の決定
- ・ 審査基準等の協議

(2) 第 2 回会議(令和 7 年 1 0 月 書面開催)

- ・ 指定予定団体への意見照会及び審査(評価、意見のとりまとめ)
- ・ 指定管理者の選定

3 審査結果

事業計画書の内容等をもとに検討した結果、社会福祉法人山口県社会福祉事業団は、指定管理者として適格であると判断した。

《審査項目ごとの主な評価・意見》

審査項目	(福)山口県社会福祉事業団
平等な利用 の確保	社会的養護の一角を担う県内唯一の児童心理治療施設として、その専門性に期待するところは大きい。施設改修も見据え、人材の育成・確保等に努められ、専門施設としての機能を充実し、心理治療を必要とするこどもを安定的に受け入れていただけるよう、体制整備に努めていただきたい。
効用の発揮・ 経費の縮減	専門施設としての治療的支援や支援プログラムの導入など、先導的な取組がみられる。 これらの成果を広く共有し、地域や他機関との連携を通して普及・発展させていくことを期待する。
人的体制・ 経済的基盤	業務実施体制が明確であり、責任分担も適切である。今後は、情報共有の仕組みを一層充実させ、組織全体の効率的なマネジメントを進められたい。

○ 資格要件

法人その他の団体で、次の要件のいずれにも該当するもの

- 1 県内に主たる事務所を有していること。
- 2 県内で3年以上の社会福祉事業の運営実績があること。
- 3 みほり学園の運営にふさわしい人員の数、資産の額を有していること。
- 4 法人又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指管理者の指定の手續において、その公正な手續きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 国税又は県税を滞納している者
 - キ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる代表者
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という）
 - コ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 審査基準

審査項目	審査内容
平等な利用の確保	○ 管理運営に当たっての基本方針 ○ 児童福祉に対する考え方 ○ 法令の遵守 ○ 利用者の権利擁護・苦情解決 ○ 個人情報保護・情報公開の適正な取扱いに向けた体制・方策
効用の発揮・経費の縮減	○ 利用者の処遇向上に向けた先導的な取組 ○ 地域への貢献 ○ 質の高いサービス提供のための方策 ○ 適正な収支計画 ○ 管理運営水準の低下を招かない経費削減方策
人的体制・経済的基礎	○ 利用者の安定的処遇(職員の配置計画を含む) ○ 組織の安定性 ○ 指定後の管理運営体制及び適正な業務の実施能力 ○ 緊急事態への対応